

あわーず福井通信 Vol.22



こんにちは！あわーず福井です。今年の寒さは厳しいですが、皆様風邪などひいてないでしょうか？これからイベント盛りだくさんの時季ですが、節分～立春、人によってはバレンタイン？ひな祭まで駆け抜ければ、春はもうすぐそこ！暖かい季節が恋しいですね？

医療保険の自己負担上限額である「高額療養費」は、良く耳にしますが、介護保険でも利用者負担額が上限を超えた場合の「高額介護サービス費」医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算して負担限度額を超えた場合の「高額医療合算介護サービス費」制度があります。今回はこの両制度に付き福井市の事例で紹介！

1. 高額介護（予防）サービス費の支給

1カ月の利用者負担額が、下表の上限額を越えた場合に超えた金額を支給します。支給対象者には市からお知らせと申請書が送付されますので、介護保険課へ申請が必要です。初回のみ申請すれば、その後対象になった場合は自動的に指定口座に振り込まれます。



対象となる方	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 注1	44,400円（世帯※1）
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方	44,400円（世帯※1）
世帯全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯※1）
世帯全員が市町村民税非課税で、かつ下記のいずれかに該当する方	
・前年の課税年金収入額と合計所得金額との合計が年間80万円以下	24,600円（世帯※1）
・老齢福祉年金を受給している	15,000円（個人※1）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人※1）

※1：「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

注1：世帯内に課税所得が145万円以上ある65歳以上の方が居て、かつ、世帯内の65歳以上の方の収入が383万円以上（65歳以上の方が2名以上ある場合は520万円以上）ある方が該当します。

2.高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

医療保険ごとの世帯を単位として、1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算して自己負担限度額を超えた場合に、超えた金額分を支給（ただし、超えた金額が500円以下の場合支給しません）

※同じ家に住んでいても、各年7月31日時点で加入している医療保険（国民健康保険後期高齢者医療制度、被用者保険）ごとに別々に計算します。

食費、居住費、差額ベッド代、高額療養費や高額介護サービス費として返還された分や、介護保険居宅サービス利用における支給限度額を超える自己負担分は含みません。

所得区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険	被用者保険または 国民健康保険 + 介護保険 (70～74歳の人がある 世帯)	被用者保険または 国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の人がある 世帯)
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円	212万円 基礎控除（33万円）後の 総所得金額等が901万円超
			141万円
一般	56万円	56万円	67万円
			60万円 基礎控除（33万円）後の総 所得金額等が210万円以下
住民税非課税世帯	31万円	31万円	34万円

※支給を受けるためには申請が必要です。

加入している医療保険によって、申請方法が異なりますので詳しくは、加入している医療保険者に問合せして下さい！



あわーず福井

訪問看護リハビリステーション
居宅介護支援ステーション

〒910-0005 福井市大手2-15-11

TEL 0776-50-2507

FAX 0776-50-2587

MAIL fukui@ours-sr.co.jp

- 365日24時間体制（土日祝日訪問OK!）
- 訪問リハビリあり
（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士在籍）
- 小児・終末期・精神 対応可能！
- 土日祝日追加料金は無料！
- 複数往診医と連携あり！
- 訪問先までの交通費は無料！
- 福井市・鯖江市・越前市・坂井市・勝山市
永平寺町・あわら市・大野市全域対応！
訪問エリア拡大中（エリア外も応相談）